○○○会街頭防犯カメラ設置及び運用規程（案）

〇〇年〇月〇日

　（目的）

第１条　この規程は，○○○町会（以下「町会」という。）が行

　う自主防犯活動を補完し，防犯対策の向上を図るために設置す

　る街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関し，必要な事項を定

　めることを目的とする。

　（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

　(1) 街頭防犯カメラ　カメラ装置，録画装置その他関連機器で構

　　成されるものをいう。

　(2) 画像　街頭防犯カメラにより撮影又は記録された映像をい

　　う。

　(3) 画像データ　画像記録装置又は外部記録媒体に記録された

画像のデータをいう。

（設置）

第３条　街頭防犯カメラの設置に当たっては，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1) 設置場所の決定は町会内の合意を得ること。

　(2) 設置場所周辺の住民の合意を得ること。

　(3) 撮影範囲の１／２以上の面積が公道等（不特定多数の人が通行する私道を含む。）であって，特定の個人及び建物等を撮影対象にしないこと。

　(4) 設置場所付近に街頭防犯カメラが作動し，撮影している旨及び町会名並びに連絡先を標識等により表示すること。

　(5) 道路等に設置する場合は，道路管理者等の許可を得ること。

（運用）

第４条　街頭防犯カメラの運用に当たっては，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1) 街頭防犯カメラの機材の維持管理を図るため，適切な期間において保守点検の実施に努めること。

　(2) 町会は，街頭防犯カメラの設置状況を目視等により定期的に確認すること。

　(3) 街頭防犯カメラの機材，画像及び画像データ（以下「記録媒体」という。）の故障，紛失等を防止するための必要な措置を講ずること。

　　　なお，機材及び記録媒体の故障，紛失等を確認した場合は，修理等を速やかに行うこと。

　(4) 街頭防犯カメラの適正な運用を図るため，管理責任者及び管理副責任者（以下「管理責任者等」という。）を選任すること。

（管理責任者等）

第５条　街頭防犯カメラの適正な運用を図るため，総会の総意で別表のとおり管理責任者等を選任する。

２　管理責任者等の任期は〇〇年とし，再任は妨げないものとする。

３　管理責任者等は，前条第１号及び第２号の規定のとおり，街頭防犯カメラの適正な運用を行うものとする。

４　管理責任者等は，柏市から街頭防犯カメラの設置等に関わる報告を求められたときには，これに応じるものとする。

（記録媒体の管理）

第６条　記録媒体の管理について，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1) 不必要な画像の確認は行わないこと。ただし，街頭防犯カメラの修理，調整等により画像の確認を行う場合は，管理責任者者等が立会いのもとに行い，作業内容を記録すること。

　(2) 画像の保存期間は，１４日以内とする。

　(3) 前号の保存期間を終了した画像は，新たな画像を上書きする方法により消去する。

　(4) 記録媒体は施錠の上，保管すること。

　(5) 記録媒体は，破砕，裁断等により再生不可能な状態にしてから廃棄すること。

　(6) 前各号に掲げるもののほか，記録媒体の不正利用及び外部流

　　出，改ざん防止を図ること。

（利用及び提供の制限）

第７条　記録媒体は，次の各号に掲げる場合を除き，街頭防犯カメラの設置目的以外に利用し，第三者に提供してはならない。

　(1) 法令に基づく照会等を受けたとき。

　(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的のため，文書により提供を求め

　　られたとき。

　(3) 個人の生命，身体又は財産の安全を守るため，緊急かつやむ

　　を得ないとき。

２　記録媒体を街頭防犯カメラの設置目的以外に利用し，又は第三者に提供する場合は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1) 画像は，必要な範囲に限定すること。

　(2) 管理責任者等において，その必要性を審査し，相当と認められる場合は，書面をもって許可すること。

　(3) 目的，日時，当事者の名前及び画像の範囲を記録し，保存すること。

　(4) 管理責任者等の立会いのもとに行い，かつ，立会者全員の署名を得て保存すること。

（守秘義務等）

第８条　管理責任者等は，画像から知り得た情報を他に漏らしては

　ならない。その地位を退いた後も同様とする。

（苦情処理）

第９条　街頭防犯カメラの設置や運用に関する苦情に対し，迅速かつ誠実に対応するものとする。

附　則

この規程は，　　　年　　月　　日から施行する。

別　表

〇〇〇町会

　　　管理責任者　　役　職

　　　　　　　　　　氏　名

　　　管理副責任者　役　職

　　　　　　　　　　氏　名